

4 正社員以外の労働者に関する状況

(1) 正社員以外の労働者の組合加入資格、組合員の有無

事業所に正社員以外の労働者がいる労働組合について、労働者の種類別に「組合加入資格がある」割合をみると、「パートタイム労働者」40.7%（令和4年調査42.0%）、「有期契約労働者」42.5%（同40.9%）、「嘱託労働者」37.9%（同38.2%）、「派遣労働者」7.0%（同5.0%）となっている。

労働者の種類別に「組合員がいる」割合をみると、「パートタイム労働者」33.0%（同34.5%）、「有期契約労働者」34.3%（同32.4%）、「嘱託労働者」31.1%（同30.4%）、「派遣労働者」2.6%（同0.9%）となっている。（第10表）

第10表 正社員以外の労働者の組合加入資格の有無及び組合員の有無別割合

(単位: %)

区分	事業所に該当労働者がいる 計	組合加入資格の有無				
		組合加入資格がある 1)	組合員の有無		組合加入資格がない ない	
			組合員がいる 2)	組合員がいない		
令和5年調査						
パートタイム労働者	[60.8]	100.0	40.7	33.0	6.9	58.6
有期契約労働者	[56.0]	100.0	42.5	34.3	7.4	55.9
嘱託労働者	[62.2]	100.0	37.9	31.1	6.1	61.1
派遣労働者	[52.5]	100.0	7.0	2.6	4.3	92.4
令和4年調査						
パートタイム労働者	[65.3]	100.0	42.0	34.5	7.3	57.7
有期契約労働者	[60.5]	100.0	40.9	32.4	7.9	58.7
嘱託労働者	[71.8]	100.0	38.2	30.4	7.2	61.3
派遣労働者	[57.1]	100.0	5.0	0.9	4.0	94.7

注: [] 内は、事業所に該当する正社員以外の労働者がいる労働組合の割合である。

1) 組合加入資格の有無「不明」を含む。

2) 組合員の有無「不明」を含む。

(2) 正社員以外の労働者に関する事項別話し合いの状況

過去1年間（令和4年7月1日から令和5年6月30日の期間）に、正社員以外の労働者に関して使用者側と話合いが持たれた事項（複数回答）をみると、「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」70.7%（令和4年調査66.2%）が最も高く、次いで「同一労働同一賃金に関する事項」46.7%（同55.2%）、「正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度」35.2%（同38.7%）などとなっている。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」を事項別にみると、「賃金に関する事項」55.0%（同52.9%）が最も高くなっている。（第11表）

第11表 過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する話合いが持たれた事項別割合

複数回答（単位：%）令和5年

注：過去1年間とは、令和4年7月1日から令和5年6月30日までをいう。

「 」内は、過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する話し合いが持たれた労働組合の割合である。

- 1) 雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。
 - 2) 勤務する職務等に関する事項を含む。
 - 3) 正社員との均衡を考慮した待遇に関する事項を含む。
 - 4) 賃金制度（賃金の決め方、支払い方法等）、賃金額（基本給、諸手当及び賞与・一時金）、賃金額の改定、賃金の最低額及び退職給付に関する事項などをいう。
 - 5) 契約締結時の契約更新の有無の明示、契約を更新する場合又は更新しない場合の判断基準の明示、雇止めの予告、雇止め理由の明示などに関する事項などをいい、雇用期間の定めのある者に限る。
 - 6) 受け入れ時ににおける事前協議を含む。
 - 7) 賃金だけでなく、教育訓練、福利厚生など全ての待遇を含む。

(3) 正社員以外の労働者に関する労働協約の規定の状況

正社員以外の労働者に関する事項について労働協約の規定の状況をみると、「労働協約に規定がある」は47.4%（令和4年調査46.4%）となっている。労働協約に規定がある事項（複数回答）をみると、「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」78.2%（同78.8%）、「嘱託労働者の雇用に関する事項」69.2%（同70.0%）、「有期契約労働者の雇入れに関する事項」68.6%（同66.8%）などとなっている。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」を事項別にみると、「賃金に関する事項」70.1%（同69.4%）が最も高くなっている。（第12表）

第12表 正社員以外の労働者に関する労働協約に規定がある事項別割合

複数回答（単位：%）令和5年

区分	計	正社員以外の規定期定の労働者に関する事項	パートタイム労働者の雇入れに関する事項	有期契約労働者の雇入れに関する事項	雇用に関する事項	労働者の登用制度	正社員を含む労働者を含む正社員の登用制度	正社員を含む労働者の登用制度	正社員を含む労働者の登用制度	正社員を除く他の労働者の登用制度	賃金に関する事項	教育訓練に関する事項	福利厚生に関する事項	契約止めに締結する更新事項	派遣労働者に関する事項	同一労働者に関する事項
		事項	事項	事項	事項	事項	事項	事項	事項	事項	事項	事項	事項	事項	事項	事項
計	[47.4]	100.0	65.8	68.6	69.2	66.1	44.5	78.2	70.1	52.9	67.8	64.5	39.8	49.5		
計	[47.4]	100.0	65.8	68.6	69.2	66.1	44.5	78.2	70.1	52.9	67.8	64.5	39.8	49.5		
く 産 業 >																
鉱業，採石業，砂利採取業	[50.0]	100.0	64.1	69.2	84.6	64.1	53.8	71.8	53.8	53.8	71.8	64.1	43.6	69.2		
建設業	[42.0]	100.0	71.1	81.2	90.5	66.3	60.8	81.6	77.7	67.9	73.2	74.5	67.8	66.9		
製造業	[44.8]	100.0	66.0	63.1	70.3	68.6	43.8	68.1	61.7	49.6	59.4	56.6	47.3	49.5		
電気・ガス・熱供給・水道業	[47.9]	100.0	52.8	68.2	66.7	47.1	23.6	80.0	72.2	42.4	76.3	64.6	28.5	55.4		
情報業	[47.0]	100.0	43.0	73.5	65.9	52.2	27.6	80.6	73.2	50.2	75.2	64.5	34.3	49.3		
運輸業，郵便業	[50.8]	100.0	62.3	77.0	71.2	59.2	47.5	78.8	69.5	49.9	65.8	66.9	37.8	58.0		
卸売業，小売業	[59.2]	100.0	70.9	66.6	59.8	76.3	40.8	89.9	80.2	62.1	81.5	76.0	27.8	42.4		
金融業，保険業	[38.6]	100.0	54.5	80.1	88.6	68.1	57.8	83.1	72.6	48.8	71.9	63.7	44.3	40.1		
不動産業，物品賃貸業	[37.5]	100.0	84.4	79.1	79.7	64.0	48.7	73.3	66.9	66.6	70.2	66.6	65.2	78.6		
学術研究，専門・技術サービス業	[35.5]	100.0	56.6	60.4	65.4	38.8	27.7	76.8	68.7	43.3	63.6	55.2	29.6	37.6		
宿泊業，飲食サービス業	[38.7]	100.0	78.4	68.4	77.7	63.3	53.8	75.6	69.4	60.8	65.9	60.1	36.2	50.0		
生活関連サービス業，娯楽業	[52.9]	100.0	68.9	76.9	70.5	70.8	55.5	83.6	64.3	43.0	52.5	58.0	39.2	57.5		
教育，学習支援業	[41.0]	100.0	55.4	49.8	60.9	43.3	23.0	86.9	75.7	43.0	60.9	59.0	19.5	24.0		
医療，福祉社	[44.6]	100.0	79.6	64.2	67.3	57.8	51.9	70.7	69.3	52.2	63.5	58.4	38.0	48.1		
複合サービス事業	[53.0]	100.0	79.9	76.9	56.0	79.2	49.4	95.1	84.3	65.3	78.5	77.6	35.5	60.7		
サービス業(他に分類されないもの)	[46.1]	100.0	59.6	61.4	71.3	63.1	49.2	83.5	65.9	44.0	55.4	61.4	39.0	38.3		
く 企 業 規 模 >																
5,000人以上	[54.0]	100.0	68.0	76.8	63.9	69.9	46.1	88.9	80.8	62.5	80.8	76.1	35.2	53.4		
1,000人～4,999人	[48.4]	100.0	65.0	72.3	67.1	65.7	48.5	84.5	78.8	59.4	74.1	70.0	41.2	51.3		
500人～999人	[33.5]	100.0	57.8	64.9	61.7	57.3	40.2	71.4	60.9	39.0	45.5	53.1	38.1	39.9		
300人～499人	[47.4]	100.0	47.6	44.0	61.5	65.6	29.8	69.4	58.7	41.9	61.9	53.3	25.0	33.8		
100人～299人	[46.5]	100.0	74.7	71.4	77.3	68.1	45.3	68.2	59.5	45.3	59.7	58.0	44.6	51.4		
30人～99人	[49.4]	100.0	67.8	57.7	87.0	60.5	46.3	68.2	60.2	49.3	58.4	53.5	54.2	54.0		
く 労 働 組 合 の 種 類 >																
本部	[45.3]	100.0	53.8	56.2	54.9	60.2	33.4	73.3	68.1	42.4	66.0	55.9	28.2	42.2		
単位	[47.6]	100.0	66.4	69.2	70.0	66.4	45.1	78.4	70.2	53.5	67.8	64.9	40.3	49.8		
支部等の単位	[52.7]	100.0	64.2	71.1	64.9	68.8	46.9	85.3	77.3	58.8	74.5	72.8	38.9	51.2		
単位組合	[41.4]	100.0	69.7	66.3	77.6	62.6	42.3	67.9	59.5	45.4	57.7	52.9	42.5	47.7		
令和4年調査計	[46.4]	100.0	69.8	66.8	70.0	61.0	45.0	78.8	69.4	57.5	66.5	65.0	42.0	51.1		

注: [] 内は、正社員以外の労働者に関する労働協約に規定がある労働組合の割合である。

- 〔 〕内は、正社員との方法別に記載する事項が該当する方箇書きの項目です。

 - 1) 雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。
 - 2) 勤務する職務等に関する事項を含む。
 - 3) 正社員との均衡を考慮した待遇に関する事を含む。
 - 4) 賃金制度（賃金の決め方、支払い方法等）、賃金額（基本給、諸手当及び賞与・一時金）、賃金額の改定、賃金の最低額及び退職給付に関する事項などをいう。
 - 5) 契約締結時の契約更新の有無の明示、契約を更新する場合又は更新しない場合の判断基準の明示、雇止めの予告、雇止め理由の明示などに関する事項などをいい、雇用期間の定めのある者に限る。
 - 6) 受け入れ時における事前協議を含む。
 - 7) 賃金だけでなく、教育訓練、福利厚生など全ての待遇を含む。